

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和6年5月31日（金）

午前10時06分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員（13名）

議長 三村孝信君
金長秀範君
綿引静男君
飯村栄君
桜井和子君
猿田正純君
藤咲芙美子君

副議長 加藤木直君
片岡藏之君
関誠一郎君
阿久津則男君
鯉渕秀雄君
小坪孝君

欠席議員（1名）

高橋裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町 長
副町長
教 育 長
まちづくり戦略課長
まちづくり戦略課内
道の駅整備室長
総務課長
町民課長
財務課長
税務課長
国保年金課長
長寿応援課長
健康福祉課長
農業政策課長
都市建設課長

上遠野修
藤田悟史
添田智一
増井栄一
木村公一
園部繁
羽部理恵
雨宮忠芳
佐藤宰
富江一也
稲川弘美
飯村正則
興野隆喜
大津好男

下 水 道 課 長
会 計 課 長（会 計 管 理 者）
水 道 課 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長
教 育 委 員 会 事 務 局 長

加 藤 孝 行
所 克 実
江 幡 守 仁
山 崎 栄 一
廣 木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長
主 任 書 記
主 任 書 記

興 野 友 宣
藤 田 真 紀
高 丸 哲 史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件

（１）令和６年第２回城里町議会定例会提案事項について
（別紙 議会定例会議事日程）

- 5 閉 会

午前 10 時 06 分開会

開 会

○議長（三村孝信君） 議員各位には、何かとご多様のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会は、来る 6 月 4 日に招集されます令和 6 年第 2 回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議いただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。欠席議員、1 番高橋裕子君。ほか、全員出席であります。

町長挨拶

○議長（三村孝信君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 令和 6 年第 2 回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところ出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、条例の一部改正に係る専決処分の承認 2 件、議案 8 件、報告 15 件につきましてご説明申し上げます。承認議案につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

協議事項

○議長（三村孝信君） これより会議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご質問のある方は、挙手をし、議席番号を述べた上で着座にてご質問ください。

執行部におきましても答弁は着座で結構です。

また、質問の回数は制限しませんが、簡潔に重複質問のないようお願いいたします。

それでは、承認第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長 園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） それでは、承認第3号をご覧いただきたいと存じます。承認第3号 専決処分第2号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてでございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について所要の改正を行ったものでございます。

以上、承認第3号についてご説明申し上げました。

詳細につきまして、説明資料1ページから3ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 承認第3号に対するご質問をお受けいたします。

8番 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっと質問に入る前なんですけれども、私、この議案の事業内容に對しまして月曜日に全部出しました。それで、回答書を職員に求めて、水曜日には総務課に提出したと、職員さんの努力があって出しました。しかし、町長の決裁を待っているということで、昨日になっても返ってきません。なぜ返ってこないのか、今日のこの審議に対して慎重に審議しろというようなことを言われましたけれども、慎重に審議するために私は事前に質問をしております。その回答が本日のところにも返ってこないということはどういうことなんでしょうか。町長、お答えください。それから、この承認3号について質問をいたします。

○議長（三村孝信君） 町長 上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 藤咲議員におかれましては、毎回、全員協議会前に大量の質問をいただいております。その質問に対して答弁をつくるのも物すごい大きな手間がかかっておりますが、私のところに昨日、こんな厚い何枚もの職員からの原稿、夕方に届いたのを私見ましたけれども、とてもじゃないですけれども、見切れません、そんな短い時間では。それで、一部この表現おかしいんじゃないのということで、修正を職員にお願いしたところもありましたけれども、ちょっとそれも間に合いません。

それで、全員協議会ではそういった質問を聞く場なんですから、藤咲議員に対してだけ大量の質問書に対する文章を毎回毎回作成していくというのは、これはちょっと職員の事務負担も含めて、こういうやり方をずっと続けていくべきなのかということについては大変疑問も感じているところでございます。ぜひ、質疑があればこの場で聞いていただければというふうに思います。

○議長（三村孝信君） 8番 藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　そういうことでしたら、もう事前に質問しないで、この場できちんとしなさいということなんでしょうか。私はそれができない。慎重に審議しろというその内容については、この場でこれだけ来て、職員から説明されて、どれだけの人がこのまま理解できるんでしょうか。そこのところは、お互いにケース・バイ・ケースできちんと文章のやり取りをしてこそ初めて理解できるんじゃないでしょうか。私はそれをするために、今回、全員協議会でしっかりと質問をしたいということで私はやっています。それを無理だということであれば、議員としての役割は何なんでしょうか、問われます。

○議長（三村孝信君）　町長上遠野　修君。

○町長（上遠野　修君）　ほかの議員の方々はきちんと理解されている方もいらっしゃると思います。ですから、きちんとそれは議決態度で出ているかと思いますので、質問書がなければ理解できないということではないというふうに思います。

○議長（三村孝信君）　8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　これ、これから私は続けていきます。やっぱり議員としての役割はしっかりと守っていきたいと思いますし、町長の考えている、議員をちょっとないがしろにするような言い方はやめてほしいと思うんですね。二元制という役割をしっかりと分かっていただきたいと。そういうところで私やっています。確かに質問は多かったかもしれませんが。考えていかなければならないというところも私にはあります。そこのところは、これからきちんと考えながら提案したいと思っています。提出したいと思っていますので、とにかく今回はあまりにも町長が無視した、私の回答に対する無視した内容だと思っていますので、質問しっかりと聞いていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君）　6番加藤木　直君。

○6番（加藤木　直君）　ただいまの件なんですけれども、藤咲議員さんがどのような内容のものを問いかけたかというのは、私見てないので分かんないんですけれども、それは膨大な資料とか非常に中身が複雑だとか煩雑だとか、職員に対して非常に負担がかかるとかというものなんですか、ちょっと見てないので分からない。

それと、町長はほかの議員さんは分かっている方が多いということをいらっしゃいました。それ、何が分かっているんですか、ほかの議員さんは。何を知っていてそういうことを言っているんですか。

○議長（三村孝信君）　この問題につきまして、ここで協議を尽くすというのでは、なかなか回答というかは出てこないと思います。今日の全員協議会におかれましては、第2回定例会に上程される議案についての審議ですので、加藤木議員さんからもありましたが、この問題については議員も含めて議会側もある程度統一したような意見を持ちたいと思いますし、執行部におかれましては、今回のような場合であっても、例えば出せないというのを事前に藤咲議員に通知してあげるとか、出せる分だけは出すと。そういった努力をするべきだろうというふうに思います。

ですので、ここはちょっと軌道修正しまして、承認第3号についての質疑を求めたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　じゃ、よろしくお願いいたします。

では、承認3号でお聞きいたします。

多分、回答には出していただけているんだと思うんですけども、国保税限度額の引上げの根拠はどのようなことでしょうか。限度額を引き上げることは住民の負担が増えることではないのでしょうかということが1つの質問。

2つ目は、後期高齢者支援金の限度額について、令和3年、19万、令和4年度に20万、令和5年度に22万と毎年引き上げています。さらに令和6年度に24万と限度額が引き上げることになります。これは住民への負担にもなるんだと思うんですけども、どういうことでこのようになっているのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（三村孝信君）　国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君）　ただいまのご質問について回答いたします。

まず22万円から24万円に引き上げるということで負担が生じてしまうのではないかとということでございますが、今回確かに課税限度額を高齢者支援金制度の22万円から24万円ということで引き上げさせていただきます。これ、主に影響を受けるのは高所得者の方が若干負担増になってしまうということでございます。

続きまして、軽減措置でかかります後期高齢者の22万とか29万5,000円、要は負担軽減ですかね。今回は国のほうで5割と2割軽減ということで制度改正行ってございます。こちらは引上げということで、負担が増えるということでちょっと解釈してしまうかもしれませんが、これは所得を引き上げるということで、軽減を受けやすくなる世帯が増えるということでございます。ですから、こちらの29万から29万5,000円、53万5,000円から54万5,000円ということは負担増になるということではございませんので、ご理解のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君）　8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　高齢者の高所得者のみ負担があるというようなことをお聞きしました。しかし、これは高額所得というのは、所得は幾らからの金額になっていますでしょうか、お聞きします。

○議長（三村孝信君）　国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君）　収入で申しますと1,160万円で、所得に換算しますと982万円の世帯といますか方が高所得者ということで、今回この負担増になるということで国のほうでも推計しているところでございます。

○議長（三村孝信君）　8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君）　後期高齢者の支援金の限度額なんですけれども、これ毎年毎年、

支援金の限度額が上がっています。この額について、限度額が上がるということは一般の人には影響ないということなんですけれども、限度額が高くなるということはやっぱりある程度、限度額が高くなるというところまでいくんだと思うんですけれども、その限度額というのはどこまで限度額になっていますか、金額が。限度額というのが、ちょっと限度額だと思うんですけれども、今の1,160万、982万の所得に勘案してのことなんですか。

○国保年金課長（富江一也君） はい。

○8番（藤咲芙美子君） そうですか。分かりました。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これは地方自治法の改正に伴って、町の条例の改正なんですね。やっぱり上の改正に伴って町が改正したと。この辺を十分に藤咲さん、理解していただきたいと思っております。

以上。

○議長（三村孝信君） いいですか。それだけでいいですか。分かりました。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、承認第4号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 承認第4号をご覧いただきたいと存じます。承認第4号 専決処分第3号 城里町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部改正をする法律が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、町条例の一部を改正したものです。

主な改正点は令和6年度分個人住民税の定額減税実施に係る規定を追加するとともに、固定資産税における職権による減免を可能とする規定を追加する等、所要の規定の整備を行ったものです。

以上、承認第4項についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、説明資料1ページから25ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 承認第4号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第30号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第30号をご覧いただきたいと存じます。議案第30号 城里町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条

例についてであります。不均一課税の対象となる事業を指定する表中、引用する法令の標記に過誤があるため町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第30号について説明申し上げます。

詳細につきましては、説明資料1ページ、2ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第30号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 不均一課税対象地ということになってはいますが、不均一課税対象地とはどこなんでしょうか。それから、事業を指定する表中の引用する法令に過誤とは何なんでしょうか、分かりやすく説明してください。

○議長（三村孝信君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

まず、最初の不均一課税対象地でございますけれども、こちらにつきましては、地域としましてはおおむね城里町内全域を想定しておりますが、一部山間地域は対象になってございません。

続いての過誤についてでございますが、条文中の過誤につきましては、今、タブレットで示しております表の中の根拠法令でございます。引用する法令につきまして平成30年に削除されているものを使っておりましたので、その誤りを訂正するものでございます。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 大丈夫です。分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第31号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第31号をご覧くださいと存じます。議案第31号 城里町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は地域包括支援センターの職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、緩和するものです。

以上、議案第31号についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、説明資料1ページ、2ページの新旧対照表をご覧くださいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 続いて、議案第31号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第32号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長園部 繁君。

○総務課長（園部 繁君） 議案第32号をご覧いただきたいと存じます。議案第32号 城里町共同放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、組合員の高齢化及び入牧頭数の減少に伴い、共同放牧場を統合したいので、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、矢の目沢共同放牧場を廃止するものです。

以上、議案31号についてご説明申し上げました。

詳細につきましては、説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第32号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これ人口減少による管理が行き届かなくなったということで認識してよろしいのでしょうか。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

桂村和牛改良組合は高齢化で現在4名で運営しておりました。なかなか4名で管理が行き届かなくなりまして、常北町和牛組合と統合する予定となっておりますので、矢の目沢放牧場は閉牧という形になりました。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 矢の目沢共同牧場も廃止ということなんですから、廃止の後の管理はどのようなのでしょうか。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

現在、広報紙とホームページに矢の目沢放牧場の活用について募集を行っております。まだ応募がありませんので、今年度検討しまして、活用については考えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 統合したということ、それから現在、これから募集中というようなことをお聞きしました。統合したからといって管理がどのようなのか、そこら辺

のところもちょっと不安だなというようなこと。それから、ほかの２つの牧場は維持できるのかどうか、そこら辺のところちょっと詳しく説明いただけますか。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 藤咲議員のご質問にお答えしたいと思います。

常北地区の鍛冶屋沢放牧場と七会地区の小勝の放牧場でございますが、やはり人口減少しております。常北地区ですと現在７名で管理を行っております。七会地区においては現在３名で運営しておりますので、だんだん入牧頭数と和牛農家さんが減少しておりますので、その辺の統合も行く末はあるのかなと思っております。

以上でございます。

○８番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第33号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第33号 町道路線の変更についてであります。県道笠間緒川線の一部移管に伴い、大字真端地内の町道19号線の起点を変更したいので、道路法第10条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、こちら表の旧新がありますが、起点を変更することに伴いまして、起点については旧が大字真端221番の１地先から198番の１地先へと変更するものです。

詳細については、こちら変更位置図でございますが、場所については徳蔵地内のＪＡのスタンドから真端に向かっていく下り坂の角になりまして、こちらが変更前の図面で、新しく認定しているものについては……。こちらがもともとの起点でございますが、こちらを角のほうまで50メートル移動して認定するものでございます。

以上、議案第33号についてご説明いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 議案第33号に対するご質問をお受けいたします。

８番藤咲芙美子君。

○８番（藤咲芙美子君） 150メートルの延長ということになりますけれども、今後、道路の拡張もするんでしょうか、延長だけでなく。延長する理由というのは、拡張でなければ延長だけならばその理由、根拠は何なのんでしょうか、お聞きします。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えいたします。

根拠についてということですが、こちら先ほどご説明したとおり、道路法第10条第２項の規定に基づき、道路の規定の変更について議決を求めるものであり、この道路についてはもともとこちらがバイパスで、笠間緒川線が既に旧合併前に竣工しているところ

でございますが、残地の旧道について茨城県で管理していたものが残っていたということで今回、町の町道のほうに正式移管して道路認定をするものでございます。現地については、バイパス路線の改良時に接道として出来上がっておりますので、町のほうも真端線ですね。19号線については従前のうちに道路改良が実施されておりますので、今後については道路として管理するものでございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 根拠というか改良になっているからというだけなんですか。何でこういうところを延長するのかなというのが、ちょっとかなりあそこのところ広くなっているような気がしないでもないんですが、何かもっともっと広く延長する理由というのは何なのか、ちょっとよく分からないんですね。交通量が多いとか道路がおかしくなっているとか、何かあつてのことなんでしょうか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） こちらについては、先ほど来、申し上げているとおり、町で道路改良をするために道路認定するものではなく、もともと県道として使っていた部分について新しくバイパス道ができております。これについて、元の旧道については町に限らず各市町村、市町村道として後に移管することとして事業を実施しているものでございますので、その路線について町の町道として、今回はこの部分については起点の変更で町道19号線とするものでございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第34号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 議案第34号 町道路線の認定についてであります。こちら県道笠間緒川線の一部移管に伴い、町道路線に認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

こちらについては、先ほどの道路と関連がございしますが、こちら詳細の図面の中ですが、先ほどの変更についてはこの部分で変更を行っております。ただ、こちらについては、町道というのは一方通行で1本の道路として認定することから、くの字にできないこともあるので、新たに起点と終点を定めて道路として認定するものでございます。

以上、議案第34号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 議案第34号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第35号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、議案第35号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

地方自治法第291条の3、第1項の規定によりまして、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2 ページをご覧ください。

変更する理由及び内容について概要をご説明いたします。

初めに、第11条第3項を削除することについてでございますが、規約の規定によりまして、正副連合長が広域連合議員との兼職が不可能となっていることから、兼職の禁止を規定する第11条第3項は不要となっており、これを削除するものでございます。

次に、別表第1、第2号及び第3号中の「被保険者証及び資格証明証」を「資格確認証等」に改めることについてでございますが、行政手続におけます個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によりまして、改正法の施行日以降は現行の被保険者証は発行されなくなることに伴い、規約別表第1、第2号及び第3号中の被保険者等の用語の整理を行うものでございます。こちらにつきましては、令和6年2月27日付で厚生労働省から規約変更に基づき、「被保険者証及び資格証明証」を「資格確認証等」に改めるものでございます。

最後ですが、別表第2、備考中、3月31日を1月1日に改めることについてですが、共通経費に係る部分でございます。これは、後期高齢者医療制度共通システム経費や事務経費でございまして、各市町村が広域連合に納付します共通経費負担金の算出に用いる人口等の算定基準日の変更についてです。

負担金の納入期限が4月24日と規定されていることから、例年人口等の報告、負担金の納入などの事務作業を関係町村が非常にタイトなスケジュールで行ってございます。算定基準日を1月に変更することで十分な事務作業の時間を確保するため、規約別表第2に規定します共通経費負担金の算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日を前年度の3月31日から1月1日に変更するものでございます。

以上、議案第35号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたしました。

詳細につきましては、議案第35号説明資料をご覧ください。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第35号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これ、被保険者証資格証明書を資格確認証に改めるということですが、今後どのように変わっていくのでしょうか、お聞きします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今後、資格確認証がどのようになっていくのかということでございますが、令和6年12月2日に従来の保険証が廃止予定でございます。マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、資格確認証を送付することになってございます。医療機関に資格確認証を提示することによりまして、従来の保険証と同様に一定の自己負担割合で医療を受けられることになる予定でございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ、次、3月31日から1月1日に改めるとあります。これは、現在、保険証は期限がまだ31日まで残っていると思うんですが、1月1日に改めるということは、その期限がなくなってしまうのでしょうか、お聞きします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） お答えいたします。

3月31日から1月1日に変更するというので、この日付についてなんですが、市町村が広域連合に納めます、先ほどご説明させていただきましたように、負担金の算定基準日を変更するものでございます。ご質問でございます保険証の期限の縮小とは関係がないものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 被保険者証から資格確認証になりますけれども、手続はどのようにになりますか。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 引き続き、ご質問にお答えいたします。

現時点で考えてございますのは、申請によりませんで、マイナ保険証をお持ちでない方全員に市町村で送付するよう対応を考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは、マイナカード持っていない人は資格確認証が自動的にというか役場のほうから交付されるような、そういう条件でよろしいのでしょうか。

○国保年金課長（富江一也君） そのとおりでございます。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○国保年金課長（富江一也君） 支障の無いように進めてまいりたいと考えております。また、正式に国の指示はないんですが、そのような対応になるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 手続もいろいろと大変だと思うんですけども、よろしく願いします。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第36号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第36号 令和6年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,229万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ110億6,829万4,000円とするものです。

第2条、地方債の補正であります。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入。

1 款町税、1 項町民税であります。既定額から7,496万4,000円を減額するもので、個人町民税の定額減税分の減によるものです。

11 款地方特別交付金、1 項地方特別交付金であります。既定額に7,496万4,000円を追加するもので、個人住民税減収補填特別交付金の定額減税分の増によるものです。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金であります。既定額に8,815万8,000円を追加するもので、児童手当負担金の増によるものです。2 項国庫補助金であります。既定額に8,439万9,000円を追加するもので、主なものは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増、道路メンテナンス事業補助及び社会資本整備総合交付金の減によるものです。

17 款県支出金、1 項県負担金であります。既定額に552万円を追加するもので、児童手当負担金の増によるものです。2 項県補助金であります。既定額に269万9,000円を追加するもので、主なものは土木費県補助金の耐震改修事業補助金の増によるものです。3 項委託金であります。既定額に109万2,000円を追加するもので、学校安全総合支援事業委託金の増によるものです。

19 款寄附金、1 項寄附金であります。既定額に7万円を追加するもので、個人からの教育寄附金の増によるものです。

20 款繰入金、2 項基金繰入金であります。既定額に2,887万6,000円を追加するもので、財政調整基金繰入金の増によるものです。

22 款諸収入、5 項雑入であります。既定額に2,158万円を追加するもので、新型コロナ

ナウウイルスワクチン接種助成金の増によるものです。

23款町債、1項町債であります。既定額から10万円を減額するもので、主なものは公営住宅建設事業債の減、過疎対策事業債及び合併特例事業債の増によるものです。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に426万1,000円を追加するもので、主なものは税番号制度中間サーバープラットフォーム利用負担金の増によるものです。2項徴税費であります。既定額に4,456万7,000円を追加するもので、主なものは定額減税補足給付金及びシステム導入委託の増によるものです。3項戸籍住民基本台帳費であります。補助金増額のための財源内訳補正をするものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に5,132万2,000円を追加するもので、主なものは住民税非課税世帯給付金及び住民税均等割課税世帯給付金の増によるものです。2項児童福祉費であります。既定額に9,986万1,000円を追加するもので、主なものは児童手当の増によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に3,000万5,000円を追加するもので、主なものは予防接種事業委託の増によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額に30万1,000円を追加するもので、主なものは新規就農者育成総合対策補助金の増によるものです。

6款商工費、1項商工費であります。既定額に945万円を追加するもので、主なものは調査測量委託の増によるものです。

7款土木費、2項道路橋梁費であります。補助金減額のための財源補正をするものです。4項都市計画費であります。既定額に979万4,000円を追加するもので、主なものは木造住宅耐震改修事業費補助金の増によるものです。5項住宅費であります。既定額から2,445万2,000円を減額するもので、補助金減額により事業費も減額するものです。

8款消防費、1項消防費であります。既定額に330万円を追加するもので、消防備品等購入の増によるものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額に109万2,000円を追加するもので、主なものはスケアードストレート交通安全教室業務委託の増によるものです。2項小学校費であります。既定額に5万円を追加するもので、寄附財源による図書購入費の増によるものです。4ページになります。3項中学校費であります。既定額に2万円を追加するもので、寄附財源による図書購入費の増によるものです。4項社会教育費であります。既定額に45万9,000円を追加するもので、ふれあいの船事業補助の増によるものです。5項保健体育費であります。既定額に226万4,000円を追加するもので、施設維持修繕工事の増によるものです。

5ページをご覧ください。

第2表、地方債補正であります。

変更につきましては、合併特例事業債は、道の駅かつら移転整備事業に280万円、過疎対策事業債は橋梁長寿命化修繕事業に1,050万円を追加し、公営住宅建設事業債は国庫補助金の交付配分額の減に伴い、起債額を1,340万円減額補正するものです。

以上が、議案第36号 令和6年度城里町一般会計補正予算（第1号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、6ページから17ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧願いたいと存じます。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第36号に対するご質問をお受けいたします。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） まず、予算の概要の中でまちづくり戦略課の3番の不動産鑑定評価業務なんですけれども、うぐいすの里の土地の鑑定評価を行って、今後の活用方法について検討を行うということで200万円弱の事業費が計上されているんですけれども、この鑑定評価というのはどのようなものなのか。また、この活用方法を検討するに当たって、鑑定評価がないと検討ができないのかどうかですね。どのような鑑定評価なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） お答えさせていただきます。

以前からうぐいすの里におきましては民有地がございまして、この民有地の存在がうぐいすの里を売却するにせよ廃止するにせよ民有地があるので、その地権者の了解を得ないと何もできない状態になっているという問題がございました。

そこで、今回、以前から何度か一般質問等でも購入したらどうかと、民有地についてはいつまでも借りてないで購入してしまったほうが維持管理が安くなるんじゃないかというようなご指摘もございましたので、今回、不動産鑑定を行うものでございます。不動産鑑定を行わないと、役場としては幾らで買っていいかという客観的な資料がないと金額を提示できないので、購入に当たっての交渉を行う前提として不動産鑑定を行わないと、まず話が開始できないということでございます。

不動産鑑定に当たりましては、全筆全て鑑定するのではなくて、代表地を幾つか鑑定して、その金額で全体の金額を算出するということで、鑑定費が安くなるように工夫を行っておるところでございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

そうしますと、これから例えばどここの土地を買いたいというような場合に、必ず土地の鑑定評価を行うということなんですね。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 例えば、道路工事のように薄く、1メートル幅とか2メートル

幅でちょっとずついろんな人の土地を削り取るように買う場合は、鑑定評価を行ってしまうと逆に鑑定費のほうが高くなってしまいますので、そういう場合は鑑定を行わないで、1平米幾らという決まった単価が、桂村の例えば宅地だったら幾らとか常北地区の雑種地幾らとかがって鑑定を行わないで出せる金額というのがあるので、その金額でもって購入することになります。

ただし、その金額は一般的には鑑定価格よりも若干高めの金額に設定されていることが多くありますので、こういう広大地、ある程度何千平米とか何万平米とかいう土地に関しては鑑定評価を行ったほうが割高でないというか、本当に実勢価格に近い価格になるものと考えております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

そうすると、ホロルの土地、何年か前に買ったときも、これ鑑定やっていますよね、じゃ。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと内容確認させていただきます。ホロルのときやったかな。ちょっとすみません、記憶にない、確認しますが。ホロルの場合はせいぜい、そんなに大きな面積じゃありませんので。今回、うぐいすの里というのはかなり広大な面積になりますので、ちょっとスケールが違いますので、その点、ご理解いただければと思います。

○議長（三村孝信君） じゃ、後であれですね。後でじゃやるということですね。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） そうしますと、これから小学校空いているところはありますよね、もう廃校になっているところが。こういったところを使用する場合には順次その使用方法について、もちろん考えるときには鑑定もやるということによろしいですね。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） もし売却する際に必要であれば行うということだと思います。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

次に、まちづくり戦略課の2番のハイキングコース整備事業なんですけれども、これは御前山地域のハイキングコース整備に伴ったコースの調査と、それから測量等ですね。この調査、測量する場所というのは、まず距離がどのくらいあるのか。それと、この場所というのは民地なのか国有林なのか町有林なのかを伺いたいと思います。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 質問に回答させていただきます。

御前山地区のハイキングコースにつきましては、地元桂地区の代表者を中心に那珂

川・御前山を活性化する会というのができまして、その方々から要望を受けて予算化するものでございます。

具体的には、赤沢富士の山頂の眺望を改善したいということで、赤沢富士の頂上周辺をある程度木を伐採したり展望台造ったりするのに当たって営林署に相談したところ、そういったことをやるためには国有林の使用許可を国から受けなければなりませんという指導を受けました。それで、その国有林の使用許可を受けるにはどうしたらいいのですかというふうに質問したところ、それは測量を行って、そこに至るまでのハイキングコースについて図面を作ってくださいと。その図面を添付して申請していただくことで国有林の許可が下りますということでございます。

そこで、国有林の許可をいただくために図面を作成すると。麓から赤沢富士の山頂に至るルート、6キロから7キロぐらいのルートですが、そのルートについて、今回調査・測量費をお願いするところでございます。この後、工事があるわけではなくて、図面を作って申請を受けたら、あとはボランティアレベルの整備で維持されていくという予定でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

そうすると、これは国有林で私有地はないということですね。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 私有地と国有林両方を通過して赤沢富士に至りますので、せっかくの機会ですので、私有地部分も含めて図面を作成するところでございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、了解です。

それと、もう一点なんですけれども、この整備事業に伴いましての財源というのはどのようなものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 今回、一般財源、町の財源にて行うものでございます。県のほうで常陸国ロングトレイルということで国と県の財源ですね。県北地域でやっているところなんです、そこについては那珂川より北の範囲でやっていて、今のところ城里町のほうではまだ予算が使えないということで、また常陸国ロングトレイルでも、主な幹線のようなところは国・県でやるんですが、そこに至る支線、枝線のようなところはそれぞれ市町村が一般財源でやっているということでございました。今回、城里町の部分について町の財源で行うところでございます。

今後、県北地区の整備が終わった後、将来的には桂地域から鶏足山のほう、七会の鶏足山のほうに至るまでの大きなルートをトレイルランのルートとして整備するような大きな構想というか要望もいただいておりますが、そういう大きな構想については国・県の事業

でやっていただきたいというふうに町としては要望しているところでございます。

○議長（三村孝信君） 6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） 多分、県立公園になっていますよね、あそこね。ですから、私は県の事業でやっていただくのが一番いいのかなというふうには思うんですけども、ただ財源が一般財源を使われるということなんですけれども、こういったときのために、森林環境譲与税というものが今年度から 1 人 1,000 円ということで徴収されるようになると思うんですけども、2019 年からもたしか譲与税はいただいていると思うんだよね。ですから、そういったものの多分備蓄もあるんじゃないかなと。もし、備蓄額が分かれば教えていただきたいと。

今回、そういったものを、あの森林環境譲与税は目的税なので、当然こういったものに使うのは国でも歓迎すると思うんですよね。ですから、そういった部分でこの譲与税使うのが一番適当なのかなと私自身は思っているんですけども、どう感じますか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ありがとうございます。

確かに森林環境譲与税ですね、使用しないで基金にため込んでおりまして、正確な金額はちょっと後で調べますが、今回の 770 万をはるかに超える金額ですね。1,000 万とか 2,000 万とか 3,000 万とか、それぐらいため込んでおりますので、そっちの基金から出してもよいと思います。場合によっては、よく検討して財源補正、後でさせていただくことも考えたいと思います。

ただ、現時点でなぜため込んでいるかということなんですけど、道の駅かつらの建設が今後予定されておりまして、かなりの大きな工事金額になるんですが、地元などの木材を使用する場合、その部分について森林、あるいは新しくできる道の駅で使う、例えばテーブルとか備品類も例えば木のぬくもりのある木材を使うとか、そういう場合、森林環境譲与税のため込んだ基金から出して、道の駅かつらの事業の一部に充てることができるので、森林環境譲与税は道の駅かつらでまとめて使おうと思って、そのときに恐らく空っぽになるぐらい使うだろうというふうに見込んで手はつけてないんですけども、今回のハイキングコース事業にも使えると思いますので、ちょっとその点については検討させていただきたいと思います。

○議長（三村孝信君） 6 番加藤木 直君。

○6 番（加藤木 直君） ありがとうございます。

町長からただいま、ため込んだ部分を道の駅で使われるということを伺ったんですけども、その一部でも何でも、当然それは地域のものを、木材を使うというのは、その使用目的は多分合っていると思うんです。東京のほうでもそういったものに使っているところ、もちろんありますので、それは国でも何とも言わないと思うんですけども、ただ、もっともっと根本的な部分で、例えば森林を守るためのそういった教育とか、そういう啓蒙を普

及される人材の育成とか。それから、当然森林を守るというのは我々が、もしくは我々の子孫が生きていく上にも大変重要なことで、だからそういったものに少しでも使ってほしいというのが国の思いなんじゃないかなと。それで、こういった譲与税というものができたんじゃないかなとは思うので、全額投入するということで町長から言われたんだけど、その一部でも何でもそういったもので、中には森林関係で志の高い人もいるので、そういった方とよく相談して、そういったものも有効に使っていただきたいなど。ちょっと話それたけれども、よろしくお願いしますよ。

以上です。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 貴重なご提案いただきましたので、しっかりと検討したいと思います。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第37号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、議案第37号 令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正によるものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表歳出予算補正についてご説明します。

1 款 1 項総務管理費について、既定額に20万円を追加し、6 款 1 項基金積立金について、既定額から20万円を減額するものです。事業勘定におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更がなく、歳出予算、科目内の予算額を変更し、消費税の申告納税見込額の財源を補正するものでございます。

以上、令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、3 ページから4 ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

続きまして、5 ページをご覧ください。

令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）についてご説明申し上げます。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ187万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,748万7,000円とするものでございます。

6 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金ではありますが、既定額に187万円を追加するものです。一般会計からの繰入金を消費税の申告納税額の財源として見込んでございます。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費ですが、既定額に187万円を追加するものです。消費税の申告納税額を見込んでおります。これにつきましては、七会診療所におきまして、令和 3 年度の消費税課税対象の収入が1,000万円以上あったため水戸税務署に相談いたしました。さきにご説明させていただきましたが、事業勘定を含めた国保特別会計全体の収入で申告納税が必要であると判断されたものでございます。消費税の課税対象となる収入は予防接種などに係る部分です。令和 3 年度は新型コロナワクチン接種事業分が影響しまして1,000万円を超えておりました。消費税は、消費税課税対象の収入が1,000万円を超えた年度の 2 年後が課税年度ですので、令和 3 年度で超えた場合は令和 5 年度が課税年度対象の計算対象となってございます。

なお、令和 5 年度の決算が終わってから申告納税することとなりますので、令和 6 年度、今回の補正予算に金額を計上させていただいているところでございます。

以上、令和 6 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第 1 号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、7 ページから 8 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、予算の概要をご覧くださいと思います。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 議案第37号に対するご質問をお受けいたします。

8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 私の回答書には多分書いてくださっているんだと思うんですが、ちょっと手元にないのでお聞きいたします。

令和 3 年度のコロナワクチンの接種業務に係る収入増に伴いというのは、令和 3 年度に収入が、収入というか歳入ですか。町に入ってきたその金額が今回どのように、納税義務が生じたというのが、ちょっとそこら辺のところよく分からない。もう少しちょっと詳しく説明お願いできますでしょうか。

それから、令和 5 年度分の収入に係る納税処置というのが、ちょっといまいち私も理解できていません。申し訳ありません。ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） ご質問にお答えします。

予算の関連につきましてはの説明がすみません、分かりにくかったかもしれませんので、

ここで改めてご説明いたします。

令和３年度の消費税の関係ですね。収入が、新型コロナワクチンの接種事業分ということで1,000万円を超えてしまったため税務署に相談しましたところ、申告納税が必要ですよと判断されたところでございます。その２年後、消費税法によりまして、その２年後の令和５年度の収入において申告してくださいという判断でございますので、今回、令和５年度の決算が終わってからの申告ということでございますので、今回の６月の補正予算のほうに計上させていただいたところでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。質問は最後にまとめて行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、報告第15号から報告第16号の２件を一括して説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告15号、報告16号につきましてご説明させていただきます。

初めに、報告第15号 城里町ふれあいの船事業費補助交付要綱の一部を改正する告示についてご説明させていただきます。

今般の交通費等の諸経費の上昇により、ふれあいの船の参加者負担金の大幅な上昇を回避するため補助金の額を事業費の４分の３以内から５分の４以内に改正させていただくものでございます。改正前と比較しますと、事業費に占める補助金額が５％上乘せとなります。

続きまして、報告第16号 城里町みどりの文化財登録要綱の制定についてご説明させていただきます。

町の豊かな自然環境の保存と活用を促すため、より身近な文化財の登録制度を導入し、町民がその価値を地域の財産として共有していただくため制定いたしました。５月24日より施行しております。昨年、町指定有形文化財の申請があり、指定に至らなかった２件についてみどりの文化財として登録が該当いたしますので、令和６年５月第５回教育委員会定例会において議案として提出し、承認をいただいております。現在、登録書の交付をする作業を行っているところでございます。

以上、報告15号、報告16号についてご説明させていただきました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第17号の説明を求めます。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 報告第17号 令和６年度城里町低所得者支援及び定額減税補

足給付金（調整給付）支給事務実施要綱についてでございます。

こちらの内容につきましては、令和6年度税制改正の大綱に基づいて、所得税と個人住民税の定額減税を実施するのに伴い、減税し切れないと見込まれる方に対しまして、その差額を給付金として支給を行うための実施要綱を制定するものでございます。減税し切れないと見込まれる方につきましては、補正予算でも計上しておりますが、1,700人を想定しております。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第18号から報告第19号の2件を一括して説明を求めます。

健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） それでは、まず報告第18号 城里町在宅育児支援事業実施要綱の制定についてでございます。

3月の第1回定例会の報告第10号でご報告させていただきましたが、今回、要綱のほうが出来上がりましたので、改めてご報告をさせていただきます。

内容的には、保育所等を利用せず、在宅にて子育てする保護者に対し、在宅育児手当として月額2万円を給付するために必要な事項を定めております。

なお、給付開始時期は9月からの実施となっております。

詳細につきましては、1ページから3ページをご覧くださいと思います。

続きまして、報告第19号 城里町定期予防接種実施要綱の制定についてでございます。

令和6年4月からの新型コロナワクチン定期接種化に伴い、助成金の設定と併せて当町で実施する定期予防接種について関連規則等を整理し、新たに実施要項を制定するものでございます。

具体的な内容でございますが、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌のほかに、高齢者新型コロナウイルスワクチン接種におきまして、接種費用のうち2,000円を補助する内容となっております。

詳細につきましては、1ページから3ページをご覧くださいと思います。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第20号の説明を求めます。

都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） 報告第20号 城里町道路里親制度実施要綱についてご説明いたします。

こちらについては、城里町が管理する道路において、自発的に清掃、美化活動等のボランティア活動を行う住民団体等を町道の里親として認定し、支援することにより、地域にふさわしい道づくりを推進するため必要な事項を定めているものでございます。

内容といたしましては、資格といたしまして、自治会等の地域住民団体または企業及びその従業員で構成する団体であって、おおむね5人以上で組織され、かつおおむね50メー

トル以上の区間において、第5条に規定する活動を年2回以上実施する住民団体等とするものです。

活動内容については、町道の区域内において空き缶、紙くず等の散乱するごみの清掃活動、2として除草、植樹樹の清掃、簡易な樹木の剪定、花壇等の緑化活動、また2つに掲げるもののほか、町道の清掃美化に必要と認められる活動としております。

団体への支援といたしましては、活動に必要な消耗品等の支給、またボランティア活動保険への加入費用の負担、3つ目として団体の希望により里親の名称を記載した表示板の設置等に係る費用、また里親団体の活動に関して町長が必要と認める支援としております。

以上、報告第20号のご説明でございました。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第21号の説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 失礼しました。

報告第21号をご覧願います。報告第21号 城里町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画についてであります。市町村は老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定することが義務づけられており、3年ごとに見直しを行うことになっております。

今回、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としまして第9期計画を策定したものです。これまでの取組や事業の進捗を踏まえ、高齢者の皆様の住み慣れた地域で支え合い、自立した暮らしを続けられる安心・安全な町城里を目指し、引き続き事業に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告第21号 城里町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画についてご説明いたしました。

詳細につきましては、後ほど計画書をご一読いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第22号の説明を求めます。

健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 報告第22号 城里町障害者基本計画及び障害者福祉計画第7期計画についてでございます。

今回策定の計画でございますが、令和3年度に策定いたしました城里町障害者基本計画及び障害者福祉計画の第6期計画が令和5年度末で計画期間満了となるため、新たな計画である7期計画を策定したものでございます。

今後も障害者が可能な限り住み慣れた地域で暮らしていけるよう、各種サービスの提供体制のより一層の充実を図るため、各種の取組を進めてまいりたいと存じます。

詳細につきましては、計画書のとおりでございますので、ご一読いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第23号の説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、報告第23号 城里町国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画につきまして、概要をご説明申し上げます。計画書をご覧ください。

国民健康保険の保険者、市町村でございます。国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各保険者に国民健康保険保険事業実施計画及び特定健康診査等実施計画の策定が義務づけられているものでございます。被保険者の健康の保持増進を図るため、また保険者がより効率的・効果的に保険事業を実施していくため、このたび城里町国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画を策定いたしました。健康寿命の延伸と医療費の適正化の目的のため、令和6年度から令和11年度にかけて引き続き保険事業を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告第23号 城里町国民健康保険第3期データヘルス計画、第4期特定健康診査等実施計画につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、後ほど計画書をご一読いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第24号の説明を求めます。

町民課長羽部理恵君。

○町民課長（羽部理恵君） 報告第24号 城里町一般廃棄物処理基本計画（第2期）についてご説明申し上げます。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、平成22年3月に15年を1期の計画として策定し、おおむね5年ごとに改定してまいりました。今回、第1期計画の期間満了に伴い、進捗状況や目標達成状況を検証し、第2期計画を策定いたしました。ごみの減量化や改築したごみ処理施設の稼働に伴うさらなる資源化の推進等により、循環型社会を構築するための基本目標を示し、新たにまとめたものでございます。

以上、城里町一般廃棄物処理基本計画（第2期）についてご説明申し上げます。

詳細につきましては、城里町一般廃棄物処理基本計画（第2期）をご一読いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第25号から報告第26号の2件を一括して説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第25号 令和5年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修事業から9款教育費、4項社会教育費、コミュニティセンター城里非常用電源設備等設置事業

までの24事業を翌年度に繰越しいたしました。繰越額の合計は4億5,349万8,000円でございます。

続きまして、報告第26号 令和5年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてありますが、6款商工費、1項商工費であります。当該事業敷地内の茨城県事業である道路関係設計の遅れにより、道の駅かつら外構設計を一時中断させざるを得なかったため、事故繰越しをするものです。

以上、報告25号及び26号についての説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第27号の説明を求めます。

水道課長江幡守仁君。

○水道課長（江幡守仁君） 報告第27号 令和5年度城里町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

1、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費繰越額について、1款資本的支出、1項建設改良費、経営戦略改定・水道審議会運営支援業務1,100万円、施設最適化検討業務1,078万円、老朽管更新事業費1億24万3,000円をそれぞれ翌年度に繰越しいたしました。関係機関との調整や施工協議等に不測の日数を要したための繰越しとなっております。

以上、令和5年度城里町水道事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第28号の説明を求めます。

下水道課長加藤孝行君。

○下水道課長（加藤孝行君） 報告第28号 令和5年度城里町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

1、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、管渠整備事業1億5,728万4,000円、管渠改良事業123万2,000円、処理場改良事業37万5,000円、流域下水道建設負担金530万3,000円、合計1億6,419万4,000円を翌年度へ繰越しいたしました。主なものは、増井地区管渠整備事業でございます。

以上、令和5年度城里町下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 報告第29号の説明については省略いたします。

これより、報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから簡潔にお願いいたします。長くなる場合は直接担当課へお願いをいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） かなり全部にわたってちょっとお聞きしたいことがあるので、

一つ一つ聞いてよろしいでしょうか。

○議長（三村孝信君） はい。

○8番（藤咲芙美子君） 報告10号、ふれあいの船の事業なんですけれども、これ、上乗せになりました。補助金の交付は何人が対象になっていますか。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ご質問にお答えいたします。
120名でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 120名というのは小学6年生全員ですか。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 小学6年生在籍数120名で全員でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

あと、報告18です。在宅育児支援事業なんですけど、監護している保護者というのがちょっと気になりました。在宅育児支援というのは監護している保護者だけではないんだと思いますけれども、まず働いてない保護者が全部対応できるのか。そういう監護している子供に係るために在宅にするのか、それぞれいろいろあるんだと思うんですけども、どういう子供たちが対象になっているのか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 先ほど健康福祉課長からも説明がありましたとおり、対象となるのは1歳を迎えた保育所に入っていない子供になります。これは子供全員ですけれども、ただ、経済的負担をしているのは子供ではなくて保護者でありますので、その子供の保護者に月2万円払うということです。その監護している保護者というのは誰かということ、通常の家庭でいえば育児休暇を取っている人。多くの場合は母親だと思いますが、育児休業中のお母さんが通常は申請して、お母さんの口座に振り込まれるということでございます。もちろん父親が育児休暇を取っているんだったら、その場合は父親になりますけれども、そのようなものとして理解してください。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということであれば、もし仕事していないとき、監護というか子供を見なくちゃならないので休みますというときなんですけれども、それは町民全体に周知させることができるんですか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 広報しろさと6月号に載せますので、全体に周知されると思いますし、対象になる方には個別通知も送る予定であります。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

報告19です。予防接種実施要綱なんですけれども、コロナワクチンとか、それからイン

フルエンザなんかも対象になるんだと思うんですけれども、コロナワクチンに対しても町から連絡が来るのでしょうか、対象者に。お聞きします。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

こちらのほうは従来の高齢者のインフルエンザワクチン接種なんかと同じで、今年の秋口までに対象者のほうには通知する予定であります。よろしくお願いいたします。

○8番（藤咲芙美子君） コロナも。

○健康福祉課長（飯村正則君） コロナとインフルエンザと、あと1点ですね、高齢者肺炎球菌、こちらも努力義務が課されておりますので、きちんと通知のほうはしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） インフルエンザは対象になるので連絡来ていたんですけれども、コロナもまだ継続できるということですか。それと、あと肺炎球菌は5年に1度で、対象者は1回だけということなんですけれども、インフルエンザとコロナについては毎年というかそういう形で認識でよろしいのでしょうか。連絡来るんですね。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 先ほどもちょっとご説明させていただいたんですけれども、今年の4月から新型コロナワクチンも定期接種になっております。ですので、年に1回、インフルエンザの予防接種と一緒に通知を行いたいと思っています。できれば漏れないようにコロナワクチン接種とインフルエンザの接種票ですか。それを同じ用紙にして通知できたらいいなというふうに考えております。今、ベンダーのほうとも調整しているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

報告20号、これ道路の里親制度実施ということなんですけれども、5人以上団体、これ新事業だと思うんですが、ここで活動用具支給ということがあります。活動用具支給というのは、町で全部申告があれば、それを対象に应运えてあげるというような形でいいのでしょうか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） お答えします。

こちら第6条の第1項にございますが、活動に必要な消耗品等の支給となっておりますので、活動内容によって申請者の方々と中を打合せしながら実施しますが、基本的には消耗品でございますので、除草、花壇の整備であれば手袋、機械用の鎌等、及びバケツとかそういうものになってくるとは思います。活動内容によっていろいろ変わりますが、基本的には必要な消耗品については支給ということで考えております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 大体どのぐらいの団体を想定していますか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長大津好男君。

○都市建設課長（大津好男君） ボランティア活動については、道路に附随している花壇等も随分あるんですが、そちらについては教育委員会のほうで実施している花いっぱいとかいろいろございますので、そこら辺、重ならないようにいろいろ内部でも協議しながらやりますが、今のところ二、三団体ぐらいはあるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） これから少し高齢者も多くなりますので、その辺のところを周知をして、町内きれいにできればいいのかなと思っています。周知を徹底してあげてください。

それから、21番、報告。これ、第8期から第9期にかけての介護保険の事業計画なんですけれども、介護保険料がかなり変わりました。変った内容を一覧表にしていだけないでしょうか。議員に渡してください。お願いできますか。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 変わったところと申しますと、そのあたり内容が多いというか計画なので、後でお示ししたいと思います。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 事業全部提出しなさいと言っていない。この事業計画は全てここにありますが読めば分かりますけれども。8期がどうだったのか、9期がどうだったのか、その一覧表を提出してくださいと私申しました。それで駄目ですか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 既に存在する資料の開示要求と違って、8期計画と9期計画があつて、それについて一覧表を何か新しく作成してほしいということだと思うんですが、その点についてはちょっと後ほど打合せさせていただいて、どういったものができるか検討させてください。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8 番藤咲芙美子君。

○8 番（藤咲芙美子君） 今までは要支援1、介護1、それ含めて1から9まで段階がありました。その9段階で今回9期になってから13段階になっています。このことを全町民に知らせなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、ただ、こういうふうに決まったからこうして納めてください。こうなりました、あなたはこの所得に応じてこうなりましたというような、そういう押しつけがましい、こうなったからこうなんだというんじゃないくて、8期が介護として料金がこうでしたけれども、9期にはこうなりましたとい

うことでちょっと知りたいんです。それを出すのができないというのはどういうことなのでしょう。私が質問が間違ったのかもしれませんが。介護保険料の一覧表を出してください。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 失礼しました。

介護保険料についてですので、それは後ほど作成したいと思っております。作成してお示ししたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃ、その介護保険料については出していただけますか。町長、いいですか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 介護保険料の一覧表、前の一覧表と今の一覧表であれば既に存在するものですので出せると思います。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。じゃ、提出ください。よろしくお願いします。

私の質問は以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 15号、ふれあいの船。これ負担金を改定するようだけれども、今、子供らのやつはみんな無料になって、非常にあれなんだけれども、このやつだけ改定して何で集めようとするのか、そこが疑問なんだけれども、改正までして。継続で今までやっていたので十分足りていると思ったのよ。これを改正して負担割合を上げるというよりも、みんな負担なんかもらわないで、給食費だの授業料だのみんな子育て支援で無料にしているんだから、これも無料にしたほうがいいと思うんだけど。

あと、そのほかに18号と20号、これ、藤咲さんがさっき全協前始まるに言ったように、町長の決裁が下りないから出せないなんていう、町長、この事業に関して要綱見ると、みんな町長が受け付けたり、町長が許可出したり、みんな全て予算の支払いからみんな町長がやるように要綱にうたってあるのよ。それはおかしいと思うんだよね。あくまでも受け付けるのは町。建設課のときやる、みどりのオーナー制度だって、町長が独断で自分で決裁して出すなんていうのは、これ要綱はみんな町長じゃなくて町が受け付けるということで、町の判断に変えてください。

以上、要望言っておきます。終わりでいいです。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） まず、ふれあいの船について無償化したらどうかというご提案でございました。今年はそこまでの予算がなくて負担軽減にとどまっておりますが、貴重なご提案として来年以降、検討させていただきたいと思います。

それから、何でもかんでも町長というような、決裁するのはおかしいというような話でございしますが、例えばみどりの文化財の話は教育委員会が最終決裁者になっておりますし、それぞれ定められた手続になっておりますので、他市町村と比べておかしい決裁基準にはなっていないと思いますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○14番（小坪 孝君） 町長がつかなくて、町長が決裁遅れても、何でも資料を藤咲さんに出せるような体質になっていればいいのか、町長ね。そういう形がないのに、みんな町長が調査から何から、全部支払いするような形まで町長が独断でやっているということはこれはいけないと思う。やっぱり町が受け付けて、町が決裁をして、町が出すような形じゃないと、一本化で一体でやってくださいよ。これじゃおかしい、要綱でいくと。それは改めてほしい。

○議長（三村孝信君） 要望でいいですね。

○14番（小坪 孝君） はい。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 以上で報告を終了いたします。

閉 会

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る6月4日火曜日午前10時をもって令和6年第2回城里町議会定例会が招集されますので、午前9時50分までに議員控室にお集りいただくよう、よろしくお願いいたします。

11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これは一番最初、事務局長、始まる前に言わなくちゃならないことなんですけれども、今回、火曜日から本格的な定例議会入るんですけれども、その前に今日は全員協議会の中で道の駅の室長、木村さんが着座しているんですよね。これ最初に紹介しないとおかしいと思いますので、その辺、議長、よろしくお願いします。

○議長（三村孝信君） 今日もあるんですが、本会議ときは紹介の手順になっていたんですが、今日もね。じゃ、木村さん、今日、いいかな。よろしくお願いします。

○まちづくり戦略課内道の駅整備室長（木村公一君） 4月から、まちづくり戦略課内道の駅整備室長を拝命しました木村と申します。城里町発展のために全力を尽くしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） ありがとうございます。

本会議のときは先に紹介しますので、ご指摘ありがとうございました。

以上をもちまして、全員協議会のほうを閉会いたしたいと思います。

大変お疲れさまでした。

午前 11 時 55 分閉会